

北朝鮮による潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の発射を受けた対応

2016年8月24日 外務省

1. 北朝鮮に対する抗議

直ちに北京の「大使館」ルートを通じて、北朝鮮に対して厳重に抗議。

2. 国連安理会における対応

今回の北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、安理会決議第2270号を始めとする累次の安理会決議に明白に違反。

→国連安理会のメンバーとして、米国や韓国をはじめとする関係国と緊密に連携し、安理会における適時・適切な対応を求めていく。

(参考)2016年3月2日(ニューヨーク時間) 安理会決議第2270号(関連部分抜粋)

2. 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認するとの決定を再確認するとともに、北朝鮮がこれらの義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

3. 対北朝鮮措置

本年1月の核実験(4回目)、度重なる弾道ミサイル発射等を踏まえ、関連する安理会決議に基づく措置に加え、我が国独自の措置を実施。

→現行の措置を厳格に実施するとともに、関係国に対し、関連する安理会決議の厳格な履行を働きかけ。

4. 日中韓外相会議への対応

本24日の日中韓外相会議においても、本件が安理会決議違反であり、断じて容認できないとの点で一致した。